

## 令和〇〇年度岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する年度協定書（案）

岐阜県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和〇〇年〇月〇日に締結した岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第27条の規定に基づき、次のとおり、岐阜県県民ふれあい会館（以下「本施設」という。）の管理に関する年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、基本協定に定める本施設の管理運営業務に関し、令和〇〇年度の事業計画及び指定管理料の額、支払方法等の詳細について定めることを目的とする。

（事業計画）

第2条 令和〇〇年度の事業計画は、別記1の事業計画書に定めるとおりとする。

（指定管理料）

第3条 乙は、令和〇〇年度の指定管理料を別記2に定めるとおりとし、該当月の初日以降に甲に請求書を提出する。

2 甲は前項の請求書を受理した20日以内に乙に指定管理料を支払うものとする。

（本協定の変更）

第4条 本協定の締結後、その締結内容によることが不相当と認められる事情が生じたときは、基本協定の定めに抵触しない限度において、甲及び乙において協議の上、本協定の規定を変更することができる。

（疑義についての協議）

第5条 本協定の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項があるときは、基本協定の定めに抵触しない限度において、甲及び乙において協議の上、これを定めるものとする。

甲及び乙は、上記のとおり令和〇〇年度岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する年度協定を締結したので、その証拠として本協定書2通を作成し、各通に甲及び乙が記名押印した上、各自1通を所持する。

年 月 日

甲 岐阜県  
代表者 岐阜県知事 古田 肇 印

乙 (所在地)  
(名称)  
(代表者氏名) 印